

衛生害虫等の駆除等業務委託仕様書

この仕様書は、守口市域内における衛生害虫等の駆除等業務の実施要領について定める。

1 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 調査協議

作業方法等の詳細は、別途協議する。

3 業務場所

守口市内一円

4 契約条件等

(1) 対象種別毎の単価契約（税込）とする。

(2) 予定数量については、「令和8年度 衛生害虫等の駆除等業務委託 年間予定件数内訳書」（別紙1）のとおりとする。なお、実際の実施数量が予定数量に比して増加する場合又は減少する場合にかかわらず、契約単価は契約期間において変動しないものとする。

(3) 本市がやむをえない事情で土、日、祝日及び時間外作業を依頼した場合の単価は、契約単価に100分の125の割合を乗じて得た額とする。

5 共通業務内容

発注者は、受注者に対して、衛生害虫等の発生場所や内容等を「相談受付票」（別紙2）にて業務依頼を行う。ただし、緊急時や止むを得ない事情がある場合には、業務依頼を口頭で行うことができるものとする。この場合においては、既に行った依頼内容を受付票に記載し、速やかにこれを受注者に交付するものとする。

受注者は、業務受託後速やかに依頼者と処理日時の調整を行い、駆除等作業を行う。

なお、作業にあたって、受注者は下記の事項を遵守すること。

(遵守事項)

①依頼者の立会いのもとで、作業に着手すること。

②作業の実施に当たり、建物その他の物件の汚損が避けられない場合は、事前に依頼者と協議すること。

③散布作業中については、通行人や周辺的生活環境等に注意を払い、薬剤散布による事故のないよう努めること。

④本業務を履行するにあたり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「薬機法」という。）その他関係法令を遵守すること。

⑤使用薬剤については、次項に掲げる使用薬剤と効能が同等もしくはそれ以上のものとし、薬機法上の認可を受けた医薬品又は医薬部外品を用い、薬剤に記載されている用法用量や使用上の注意事項を守ること。

⑥マンホール内及び会所（以下「マンホール等」という。）の薬剤処理については、原則、マンホール等の蓋を開けてマンホール等の外から処理すること。また、安全確保の観点から作業員2名以上で行うこと。

6 業務別内容

[1-1] 一般害虫駆除

蚊類、ハエ類、ゴキブリ類、蟻類、白アリ類、クモ類、ヤスデ・ムカデ類、ノミ類、ネズミ類、野生鳥獣死骸撤去後の消毒、その他

① 主な場所

公共下水道（マンホール等）、中小河川、暗渠、側溝、路地、公園等
市内市立教育施設

（小学校、中学校、義務教育学校、認定こども園）

②使用器具

・動力噴霧器・肩掛け噴霧器

③使用薬剤（主要製剤）

- ・エトフェンプロックス 7%を含む乳剤（10倍～100倍液で使用）
- ・フェニトロチオン 10%を含む乳剤（10倍～200倍液で使用）
- ・オルソジクロルベンゼン 70%を含む乳剤（50倍～100倍）
- ・d-d-T80 プラレトリン（ピレスロイド系薬剤）を含むスプレー
- ・イミプロトリン（ピレスロイド系薬剤）を含むスプレー
- ・IGR（成長阻害剤）
- ・ベイト剤
- ・ネズミ忌避剤 / 粘着シート等

④1件の内訳

・「薬剤散布処理件数について」（別紙3）のとおり

（ア）道路・河川等

基本：30 m²を1件とする。

追加分：30 m²毎に1件とする。

（イ）公共下水道

マンホール5カ所（会所については3カ所をマンホール1カ所とみなす）を基本30 m²と同等とし、追加分についても同じとする。

[1-2] 虫の同定検査

①1件の内訳

（ア）1検体を1件とする。

[1-3] セアカゴケグモ調査・駆除

①主な場所

（ア）市内市立教育施設

（小学校、中学校、義務教育学校、認定こども園）

（イ）その他の場所

②1件の内訳

（ア）夏期一斉調査 1施設を1件とする。

（イ）その他の場所 基本：200 m²を1件とする。

追加分：200 m²毎に1件とする。

③期間

（ア）夏期一斉調査 7月～10月末日まで（小学校、中学校、義務教育学校については夏休み期間中）

（イ）その他の場所 発見次第随時

④調査・駆除場所

（ア）排水溝の側面のふたの裏

（イ）花壇のまわりのブロックのくぼみや穴、プランターと壁との隙間、うつ伏せの空の植

木鉢の中

(ウ) 水抜き管の内部等

(エ) 上記以外の生息しやすい場所

⑤使用薬剤（主要製剤）

- ・イミプロトリン（ピレスロイド系薬剤）を含むスプレー

[1-4] イタチ類の回収及び放獣

① 1件の内訳

1頭を1件とする。

②放獣については、人家からはなれた場所とする。

[2] 樹木害虫駆除

主として毛虫類、カイガラムシ類、アブラムシ類とする。

① 1件の内訳

基本：垣根 30 m²・低木（樹高 2 m 以内）10 本・中木（樹高 5 m 以内）10 本とする。

追加分：垣根 30 m²毎に・低木（樹高 2 m 以内）10 本毎に・中木（樹高 5 m 以内）10 本毎に
・高木（樹高 5 m 超える）1 本毎にそれぞれ 1 件とする。

②使用器具

- ・動力噴霧器

③使用薬剤

- ・エトフェンプロックス 20.0%を含む乳剤（300～2000 倍液で使用）。

④その他

- ・散布作業中については、見張り要員を配置し、通行人や周辺の生活環境等に注意を払い薬剤散布による事故のないよう努めること。
- ・受注者は、作業時に必要がある場合は、シート養生等の適切な処理をとること。
- ・薬剤散布は地上から動力噴霧機を使用し、樹高約 15m までを駆除範囲とする。
- ・薬剤散布する際は、「住宅地等における農薬使用について」（農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を参考にし、周辺住民の健康被害等が生じないように十分留意すること。

[3] ハチ類

スズメバチ類、アシナガバチ類、ミツバチ類、その他のハチ類

① 使用薬剤（主要製剤）

- ・d - d - T80 プラレトリンを含むエアゾール
- ・ジクロロボス 0.5%を含む乳剤（10 倍液で使用）
- ・その他ピレスロイド系を含むエアゾール

②その他

- ・現地確認後、営巣場所が高所作業車や特殊な足場を必要とする場合は、発注者に報告し別途協議すること。
- ・作業中については、周辺住民及び通行人等に危害が及ばないように努めること。
- ・作業終了後、巣除去後の「戻りバチ」等ハチ類の習性やその対処の方法について依頼者等に啓発を行うこと。また駆除後のハチ及び空巣・営巣は、持ち帰って処分すること。
- ・アシナガバチ類に限り、指示書に記載されている営巣場所において複数の巣を除去した場合においても、駆除件数は 1 件分とする。

[4] 浸水消毒

①主な消毒箇所

- ・家屋内 玄関、床下、便所など
- ・屋外 道路、側溝、路地、ガレージなど

②使用車両等

- ・使用車両 軽四貨物車
- ・使用器具 動力噴霧器

③使用薬剤（主要製剤）

- ・ベンザルコニウム塩化物 10 w/v%を含む消毒液（100 倍液で使用）
- ・オルソジクロルベンゼン 70%を含む乳剤（50 倍～100 倍）

④その他

- ・車両 1 台につき従事者 2 名及び半日による単価契約とする。
- ・作業車両については、半日 2 台以上とする。
- ・大規模な消毒作業の場合による 1 日単価については、災害時の協定による他の委託業者と同額とする。
- ・発注者は、受注者に対して、浸水被害場所や内容等を浸水被害状況受付伝票及び住宅地図にて消毒依頼を行い受注者は、業務受託後速やかに消毒依頼者と連絡をとり処理日時の調整を行うこと。

7 希釈用の水について

薬剤を希釈する水は補給水に限り無償とし、下記の場所で補給することができるものとする。ただし、③及び④については大規模な消毒作業の場合とする。

（場所）

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 守口市役所 | 守口市京阪本通 2 丁目 5-5 |
| ② 守口市クリーンセンター | 守口市寺方錦通 4 丁目 9-12 |
| ③ 守口市水道局 | 守口市八雲北町 3 丁目 37-31 |
| ④ 守口市旧梶分室 | 守口市梶町 1 丁目 60-6 |

8 費用の負担

業務に使用する薬剤、機材等にかかる費用の負担は全て受注者の負担とする。

9 服務規律

- ①常に作業員に対して業務の履行に必要な教育及び指導を行うこと。
- ②作業員は、業務履行の場所において言動その他に十分な注意を払うこと。
- ③本業務を履行する際、作業員については、所定の制服・名札を着用させ、常時身分証明書を携帯し、提示を求められた場合提示をすること。
- ④本業務に使用する車両の側面に、発注者から委託された業務に従事している車両であることの表示を行うこと。

10 業務完了報告書の提出

受注者は、1 ヶ月の業務が完了したときは、速やかに「衛生害虫等の駆除等業務完了報告書」（別紙 4）、「衛生害虫等の駆除等業務委託 月別報告内訳書」（別紙 5）、「各種別集計表」（別紙 6）及び「業務完了届」を発注者に提出するものとする。

11 その他

- ① 作業は、発注者により依頼を受け即日処理を基本に行うこと。
- ② 作業終了に際しては、衛生害虫等の駆除等業務完了報告書に依頼者の確認の署名捺印をもらい必要事項を記入し提出すること。また、発注者の指示がある場合は、作業状況を記録した写真を提出すること。

- ③作業終了後、衛生害虫等の駆除等業務完了報告書に使用薬剤名を記入し、提出すること。
- ④車両の運転については、交通関係法規を遵守し安全運転につとめること。
- ⑤気象状況や交通量が多く作業が困難な場合は、発注者の指示に従うこと。
- ⑥この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者・受注者協議して定める。
- ⑦受注者が、車両の運転業務及び衛生害虫等の駆除等業務中、第三者の人体、物件に損害を与えたときは、受注者は誠意をもって速やかに処理解決にあたるものとし、発注者は一切責任を負わない。

作業内容	詳細	単位	依頼予定件数
1-1 一般害虫駆除			
蚊類	基本 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件	5
	追加分 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件	1
ハエ類	基本 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件	10
	追加分 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件	1
ゴキブリ類	基本 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件	35
	追加分 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件	9
蟻類	基本 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件	1
	追加分 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件	1
白アリ類	基本 (30m ²)	件	1
	追加分 (30m ² 毎に)	件	1
クモ類	基本 (30m ²)	件	1
	追加分 (30m ² 毎に)	件	1
ヤスデ・ムカデ類	基本 (30m ²)	件	1
	追加分 (30m ² 毎に)	件	1
ノミ類	基本 (30m ²)	件	1
	追加分 (30m ² 毎に)	件	1
ネズミ類	基本 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件	1
	追加分 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件	1
死獣等消毒	基本 (30m ²)	件	1
	追加分 (30m ² 毎に)	件	1
その他	基本 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件	1
	追加分 (30 m ² 、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件	1
1-2 虫の同定検査			
虫の同定検査		件	1
1-3 セアカゴケグモ調査・駆除			
夏期一斉調査	小学校(12)中学校(7)義務教育学校(1)	施設	20
	認定こども園(2)	施設	2
その他の場所	基本 (200m ²)	件	1
	追加分 (200m ²)	件	1
1-4 イタチ類の回収及び放獣			
イタチ類の回収及び放獣		件	1
2 樹木害虫駆除			
樹木の高さ	基本【垣根30m ² 】【低木(2m以内)10本】【中木(5m以内	件	1
	垣根追加分(30m ² 毎に)	件	1
	低木追加分(10本毎に)	件	1
	中木追加分(10本毎に)	件	1
	高木追加分(1本毎に)	本	1
3 ハチ類			
スズメバチ類	背の高さ程度	件	1
	高所の場合(4m以内)	件	1
	高所の場合(4m以上)	件	1
ミツバチ類	分封(分蜂)の場合	件	1
	屋外の場合	件	1
アシナガバチ類	通常の場合	件	1
	高所の場合	件	1
その他のハチ類	通常の場合	件	1
	高所の場合	件	1
4 浸水消毒			
浸水消毒	軽貨物自動車1台(従事者2名)	半日	1
5 現地調査			
現地調査		件	1

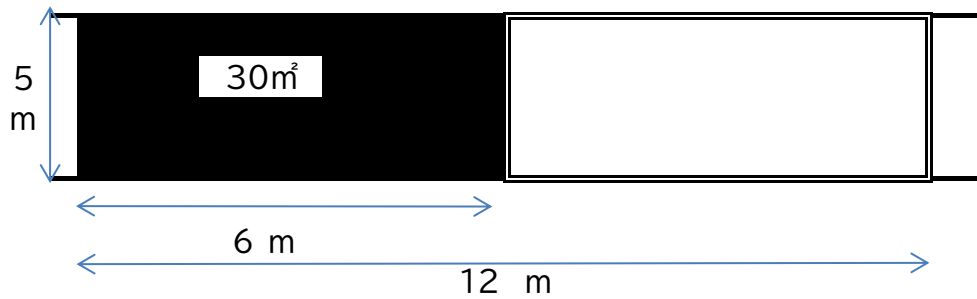
※予定件数は目安であり、発注を確約するものではありません。


相談受付票



受付	令和 年 月 日() 時間 : 【受付者】	
申込者	住所	守口市
	氏名	
	連絡先	
作業内容	1-1 一般害虫駆除 蚊類、ハエ類、ゴキブリ類、蟻類、白アリ類、クモ類、ヤスデ・ムカデ類 ノミ類、ネズミ類、死獣等消毒、その他()	
	1-2 虫の同定検査	
	1-3 セアカゴケグモ調査・駆除:夏期一斉調査、その他の場所	
	1-4 イタチ類の回収及び放獣	
	2 樹木害虫駆除:毛虫類、カイガラムシ類、アブラムシ類	
	3 ハチ類:スズメバチ類、ミツバチ類、アシナガバチ類、その他のハチ類	
	4 浸水消毒	
	5 現地調査	
連絡事項		
FAX送信	令和 年 月 日() 時間 : 【担当者】	

薬剤散布処理件数について

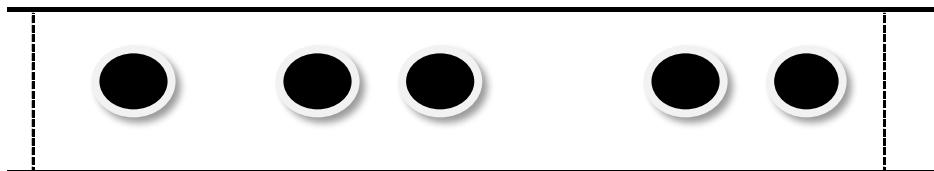
(道路・路地及び河川の散布)



基本・・・の面積内を駆除処理とします。

追加・・・ + の面積内を駆除処理について が追加分扱いとします。

(マンホール内のみ散布)

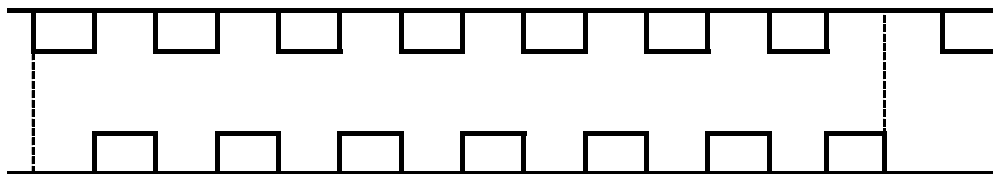


基本・・・道路上にあるマンホール内を5カ所駆除処理とします。

追加・・・基本を越える5カ所を追加分1件とします。

鉄のふたについては、マンホール1カ所を処理したのと同じとします。

(会所内のみ散布)



基本・・・会所内を15カ所駆除処理とします。

追加・・・基本を越える15カ所を追加分1件とします。

マンホール及び会所の処理については、会所3カ所でマンホール1カ所と同じとします。

令和 年 月 日

守口市長 殿

受注者 住所

氏名

衛生害虫等の駆除等業務完了報告書

依頼を受けた（ ）の駆除について下記のとおり報告します。

記

1. 依頼 日 令和 年 月 日 ()

2. 駆除実施日時 令和 年 月 日 () 時 分

3. 駆除実施場所 住所 守口市 _____

氏名 _____

電話番号 _____

4. 現場の状況 / 害虫等の種類

5. 散布場所 (種類)

面積 (㎡)	30 ㎡以内	追加分 総平米 () ㎡
処理箇所	マンホール () 個 会所 () 個 河川 () m その他 ()	マンホール () 個 会所 () 個 河川 () m その他 ()

6. 樹木

高さ (m)	基本	低木 2m以内	中木 5m 以内	高木 5m 以上
樹木名/本数	() 本 () 本 () ㎡ () ㎡	() 本 () 本 () 本 () 本	() 本 () 本 () 本 () 本	() 本 () 本 () 本 () 本

※基本【垣根 30 ㎡・低木 (2m以内) 10 本・中木 (5m以内) 10 本】

7. 使用薬剤・稀釈倍率 _____

8. 申込者 _____

作業内容	詳細	単位	契約単価 (税込)	数量	金額 (税込)
1-1 一般害虫駆除					
蚊類	基本 (30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件			
	追加分(30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件			
ハエ類	基本 (30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件			
	追加分(30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件			
ゴキブリ類	基本 (30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件			
	追加分(30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件			
蟻類	基本 (30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件			
	追加分(30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件			
白アリ類	基本 (30㎡)	件			
	追加分(30㎡毎に)	件			
クモ類	基本 (30㎡)	件			
	追加分(30㎡毎に)	件			
ヤスデ・ムカデ類	基本 (30㎡)	件			
	追加分(30㎡毎に)	件			
ノミ類	基本 (30㎡)	件			
	追加分(30㎡毎に)	件			
ネズミ類	基本 (30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件			
	追加分(30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件			
死獣等消毒	基本 (30㎡)	件			
	追加分(30㎡毎に)	件			
その他	基本 (30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所)	件			
	追加分(30㎡、マンホール内5カ所又は会所15カ所毎に)	件			
1-2 虫の同定検査					
虫の同定検査		件			
1-3 セアカゴケグモ調査・駆除					
夏期一斉調査	小学校(12)中学校(7)義務教育学校(1)	施設			
	認定こども園(3)	施設			
その他の場所	基本 (200㎡)	件			
	追加分(200㎡)	件			
1-4 イタチ類の回収及び放獣					
イタチ類の回収及び放獣		件			
2 樹木害虫駆除					
樹木の高さ	基本【垣根30㎡】【低木(2m以内)10本】【中木(5m以内)10本】	件			
	垣根追加分(30㎡毎に)	件			
	低木追加分(10本毎に)	件			
	中木追加分(10本毎に)	件			
	高木追加分(1本毎に)	本			
3 ハチ類					
スズメバチ類	背の高さ程度	件			
	高所の場合(4m以内)	件			
	高所の場合(4m以上)	件			
ミツバチ類	分封(分蜂)の場合	件			
	屋外の場合	件			
アシナガバチ類	通常の場合	件			
	高所の場合	件			
その他のハチ類	通常の場合	件			
	高所の場合	件			
4 浸水消毒					
浸水消毒	軽貨物自動車1台(従事者2名)	半日			
5 現地確認					
		件			
			合計金額(税込)		

衛生害虫等駆除集計表 令和●年●月分

	依頼日	住所	氏名	種別	処理日	備考
1	/				/	
2	/				/	
3	/				/	
4	/				/	
5	/				/	
6	/				/	
7	/				/	
8	/				/	
9	/				/	
10	/				/	
11	/				/	
12	/				/	
13	/				/	
14	/				/	
15	/				/	
16	/				/	
17	/				/	
18	/				/	
19	/				/	
20	/				/	
21	/				/	
22	/				/	
23	/				/	
24	/				/	
25	/				/	
26	/				/	
27	/				/	
28	/				/	
29	/				/	
30	/				/	

樹木害虫駆除集計表 令和●年●月分

	依頼日	住所	氏名	種別	処理日	備考
1	/				/	
2	/				/	
3	/				/	
4	/				/	
5	/				/	
6	/				/	
7	/				/	
8	/				/	
9	/				/	
10	/				/	
11	/				/	
12	/				/	
13	/				/	
14	/				/	
15	/				/	
16	/				/	
17	/				/	
18	/				/	
19	/				/	
20	/				/	
21	/				/	
22	/				/	
23	/				/	
24	/				/	
25	/				/	
26	/				/	
27	/				/	
28	/				/	
29	/				/	
30	/				/	

八千類駆除集計表 令和●年●月分

	依頼日	住所	氏名	種別	処理日	備考
1	/				/	
2	/				/	
3	/				/	
4	/				/	
5	/				/	
6	/				/	
7	/				/	
8	/				/	
9	/				/	
10	/				/	
11	/				/	
12	/				/	
13	/				/	
14	/				/	
15	/				/	
16	/				/	
17	/				/	
18	/				/	
19	/				/	
20	/				/	
21	/				/	
22	/				/	
23	/				/	
24	/				/	
25	/				/	
26	/				/	
27	/				/	
28	/				/	
29	/				/	
30	/				/	